

第 83 回国民スポーツ大会

第 28 回全国障害者スポーツ大会

太田市準備委員会

設立総会・第 1 回総会



バスケットボール



軟式野球



ラグビーフットボール



ボウリング

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

湯けむり国スポ・全スポ
ぐんま2029

83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

日時：令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 1 時 30 分～

場所：太田市役所南庁舎 3 階 大研修室

設 立 総 会

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会「設立総会」次第

日 時 令和 7 年 8 月 5 日（火）

午後 1 時 30 分～

場 所 太田市役所南庁舎 3 階 大研修室

1 開 会

2 設立発起人紹介

3 設立発起人代表挨拶 太田市長 穂積昌信

4 説明事項

- (1) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要……………1
- (2) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市開催競技および開催施設……5
- (3) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備経過……………10
- (4) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会に向けたスケジュール……………14

5 報告事項

- (1) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会設立趣意書……15

6 議事

- 第 1 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会
会則(案)……………16
- 第 2 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会
委員名簿(案)……………22

7 その他

8 閉 会

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

太田市準備委員会設立発起人名簿

(順不同・敬称略)

所 属	役 職	氏 名
太田市	市長	ほ づみ まさ のぶ 穂 積 昌 信
太田市議会	議長	ほし の かす ひろ 星 野 一 広
太田市スポーツ協会	会長	さ と う やす ひさ 佐 藤 泰 久
太田商工会議所	会頭	か と う まさ み 加 藤 正 己
太田市新田商工会	会長	おお し ま かす ゆき 大 島 和 之
太田市観光物産協会	会長	おお く ほ かつ み 大 久 保 克 美
太田市	副市長	おお さ わ み わ こ 大 澤 美 和 子
太田市教育委員会	教育長	え ば ら た か やす 江 原 孝 育

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要

1 沿革・歴史

戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通じて国民に勇気と希望を与えようと、全国規模の体育大会の開催が提案され、昭和 21 年に戦災を逃れた京都を中心とした京阪神地区において、国民体育大会の第 1 回が開催された。

令和 11 年に開催予定の群馬県大会は、83 回目を迎え、群馬県での開催は、昭和 58 年（第 38 回 あかぎ国体）以来、2 回目の開催である。

《国民体育大会（国民スポーツ大会）開催順》

第 1 回大会 京都府等 昭和 21 年	第 2 回大会 石川県 昭和 22 年	第 3 回大会 福岡県 昭和 23 年	第 4 回大会 東京都 昭和 24 年	第 5 回大会 愛知県 昭和 25 年	第 6 回大会 広島県 昭和 26 年
第 7 回大会 福島県等 昭和 27 年	第 8 回大会 徳島県等 昭和 28 年	第 9 回大会 北海道 昭和 29 年	第 10 回大会 神奈川県 昭和 30 年	第 11 回大会 兵庫県 昭和 31 年	第 12 回大会 静岡県 昭和 32 年
第 13 回大会 富山県 昭和 33 年	第 14 回大会 東京都 昭和 34 年	第 15 回大会 熊本県 昭和 35 年	第 16 回大会 秋田県 昭和 36 年	第 17 回大会 岡山県 昭和 37 年	第 18 回大会 山口県 昭和 38 年
第 19 回大会 新潟県 昭和 39 年	第 20 回大会 岐阜県 昭和 40 年	第 21 回大会 大分県 昭和 41 年	第 22 回大会 埼玉県 昭和 42 年	第 23 回大会 福井県 昭和 43 年	第 24 回大会 長崎県 昭和 44 年
第 24 回大会 岩手県 昭和 45 年	第 26 回大会 和歌山県 昭和 46 年	第 27 回大会 鹿児島県 昭和 47 年	特別大会 沖縄県 昭和 48 年	第 28 回大会 千葉県 昭和 48 年	第 29 回大会 茨城県 昭和 49 年
第 30 回大会 三重県 昭和 50 年	第 31 回大会 佐賀県 昭和 51 年	第 32 回大会 青森県 昭和 52 年	第 33 回大会 長野県 昭和 53 年	第 34 回大会 宮崎県 昭和 54 年	第 35 回大会 栃木県 昭和 55 年
第 36 回大会 滋賀県 昭和 56 年	第 37 回大会 島根県 昭和 57 年	第 38 回大会 群馬県 昭和 58 年	第 39 回大会 奈良県 昭和 59 年	第 40 回大会 鳥取県 昭和 60 年	第 41 回大会 山梨県 昭和 61 年
第 42 回大会 沖縄県 昭和 62 年	第 43 回大会 京都府 昭和 63 年	第 44 回大会 北海道 平成元年	第 45 回大会 福岡県 平成 2 年	第 46 回大会 石川県 平成 3 年	第 47 回大会 山形県 平成 4 年
第 48 回大会 徳島県等 平成 5 年	第 49 回大会 愛知県 平成 6 年	第 50 回大会 福島県 平成 7 年	第 51 回大会 広島県 平成 8 年	第 52 回大会 大阪府 平成 9 年	第 53 回大会 神奈川県 平成 10 年
第 54 回大会 熊本県 平成 11 年	第 55 回大会 富山県 平成 12 年	第 56 回大会 宮城県 平成 13 年	第 57 回大会 高知県 平成 14 年	第 58 回大会 静岡県 平成 15 年	第 59 回大会 埼玉県 平成 16 年
第 60 回大会 岡山県 平成 17 年	第 61 回大会 兵庫県 平成 18 年	第 62 回大会 秋田県 平成 19 年	第 63 回大会 大分県 平成 20 年	第 64 回大会 新潟県 平成 21 年	第 65 回大会 千葉県 平成 22 年
第 66 回大会 山口県 平成 23 年	第 67 回大会 岐阜県 平成 24 年	第 68 回大会 東京都 平成 25 年	第 69 回大会 長崎県 平成 26 年	第 70 回大会 和歌山県 平成 27 年	第 71 回大会 岩手県 平成 28 年
第 72 回大会 愛媛県 平成 29 年	第 73 回大会 福井県 平成 30 年	第 74 回大会 茨城県 令和元年	第 75 回大会 鹿児島県 令和 2 年	第 76 回大会 三重県 令和 3 年	第 77 回大会 栃木県 令和 4 年
特別大会 鹿児島県 令和 5 年	第 78 回大会 佐賀県 令和 6 年	第 79 回大会 滋賀県 令和 7 年	第 80 回大会 青森県 令和 8 年	第 81 回大会 宮崎県 令和 9 年	第 82 回大会 長野県 令和 10 年
第 83 回大会 群馬県 令和 11 年	第 84 回大会 島根県 令和 12 年	第 85 回大会 奈良県 令和 13 年	第 86 回大会 山梨県 令和 14 年	第 87 回大会 沖縄県 令和 15 年	第 88 回大会 鳥取県 令和 16 年

2 目的

(1) 国民スポーツ大会

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的とする。

(2) 全国障害者スポーツ大会

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 開催年、大会名称、愛称等

(1) 開催年 令和11年(2029年)

(2) 大会名称 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

(3) 愛称 湯けむり国スポ・全スポぐんま

(4) スローガン 未定

(5) マスコット ぐんまちゃん

4 主催

(1) 国民スポーツ大会

主催 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、日本スポーツ協会加盟競技団体、開催地市町村等

(2) 全国障害者スポーツ大会

主催 公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県・指定都市、開催地市町村等

5 大会の開催時期等

(1) 国民スポーツ大会

① 開催時期 9月中旬～10月中旬

② 開催期間 11日間以内

※開催3年前(令和8年度)までに公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

(2) 全国障害者スポーツ大会

① 開催時期 国民スポーツ大会直後を原則とする

② 開催期間 3日間

6 第 83 回国民スポーツ大会における実施予定競技

(1) 正式競技：37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

※第 82 回大会（令和 10 年）～ 第 85 回大会（令和 13 年）では、「なぎなた」と「馬術」が隔年で開催される。

陸上競技	水泳	サッカー	テニス
ローイング	ホッケー	ボクシング	バレーボール
体操	バスケットボール	レスリング	セーリング
ウェイトリフティング	ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール	スポーツクライミング
カヌー	アーチェリー	空手道	銃剣道
クレー射撃	ボウリング	ゴルフ	トライアスロン
馬術			

(2) 特別競技：1 競技

高等学校野球（硬式及び軟式）	
----------------	--

(3) 公開競技：8 競技

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

(4) デモンストレーションスポーツ：33 競技

地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツの推進を図るため、県内に居住している者を対象として実施することができる。

ユニカール	フォークダンス
なぎなた	ラージボール卓球
TOP OF ROC	ビリヤード
スマートフェンシング	たてばやしウォーク 2029
ウォーキングフットボール	小学生ハンドボール
スマイルボウリング	ジョイフル・スローピッチソフトボール
みかぼ登山大会	魅力いっぱい下仁田ウォーク
スポーツ吹き矢	フットゴルフ
婦恋村キャベツゲートボール大会	高山村軽スポーツラリー
ふれあいグラウンドゴルフ	9 人制バレーボール
7 人制サッカー	ヘルスバレーボール
ドッジボール	スポーツ鬼ごっこ
群馬県ガールズU-12 サッカー大会	ボッチャ
にこにこグラウンドゴルフ	スカイランニング
片品村ウォークラリー大会	3×3
大泉歴史ウォーキング	少林寺拳法
ノルディックウォーク	

(5) 第 28 回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技

陸上競技	水泳	アーチェリー	卓球
フライングディスク	ボッチャ	ボウリング	バスケットボール
車いすバスケットボール	ソフトボール	グランドソフトボール	フットソフトボール
バレーボール	サッカー		

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

太田市開催競技及び開催施設

1 国民スポーツ大会

(1) 正式競技：4 競技

競技・種目名	種別	開催予定施設
バスケットボール	少年男子 少年女子	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館) 太田市運動公園市民体育館
軟式野球	成年男子	太田市運動公園野球場
ラグビーフットボール (15 人制)	少年男子	太田市運動公園陸上競技場
ボウリング	少年男子 少年女子	ドリームスタジアム太田

(2) 公開競技：2 競技

競技・種目名	種別	開催予定施設
ゲートボール	全種別	太田市運動公園
エアロビック	全種別	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)

(3) デモンストレーションスポーツ：1 競技

競技・種目名	主管団体名	開催予定施設
少林寺拳法	群馬県少林寺拳法連盟	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)

2 全国障害者スポーツ大会

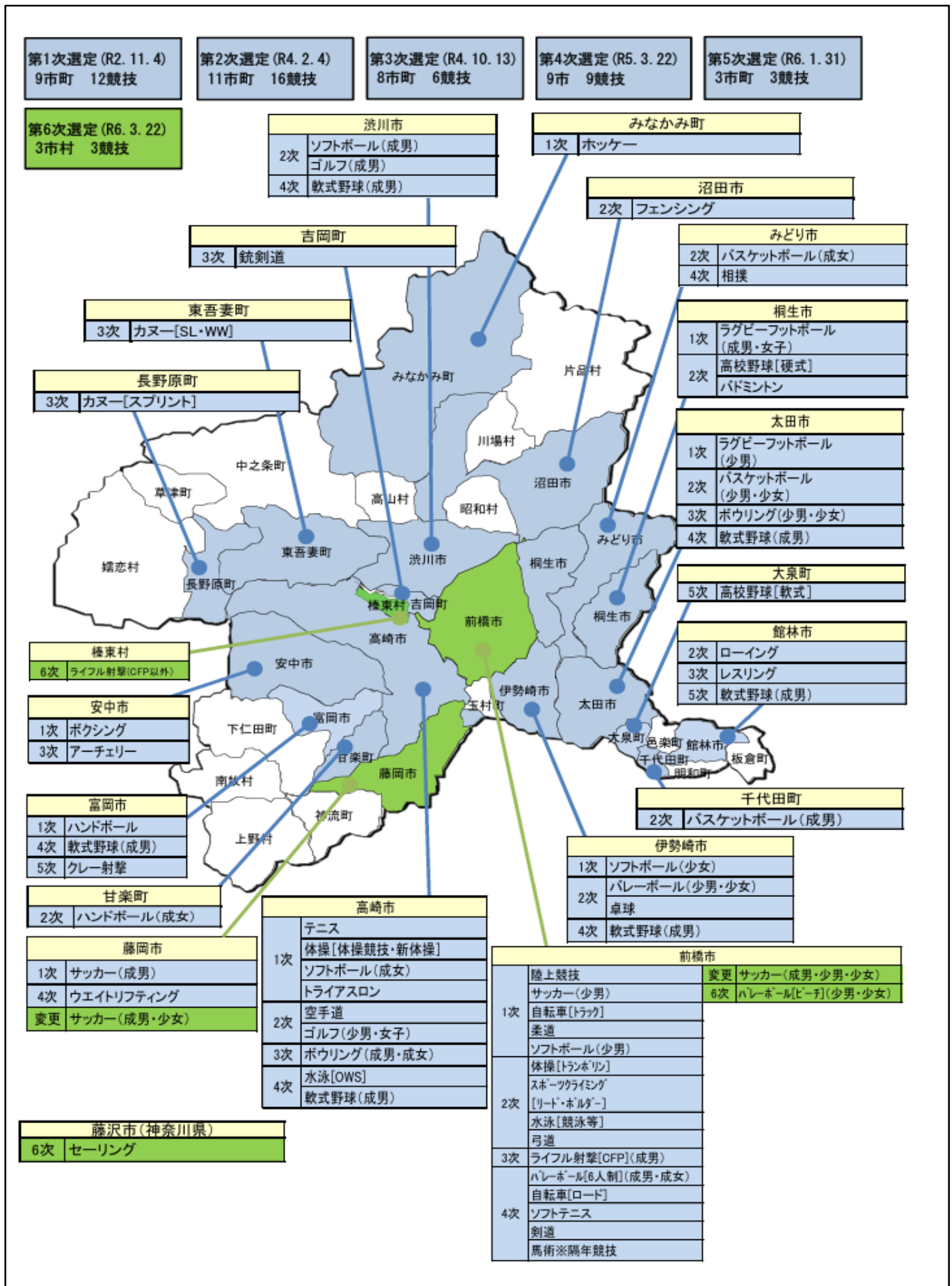
(1) 個人競技：1 競技

競技・種目名	障害区分	開催予定施設
フライングディスク	身体 知的	太田市運動公園陸上競技場

(2) 団体競技：1 競技

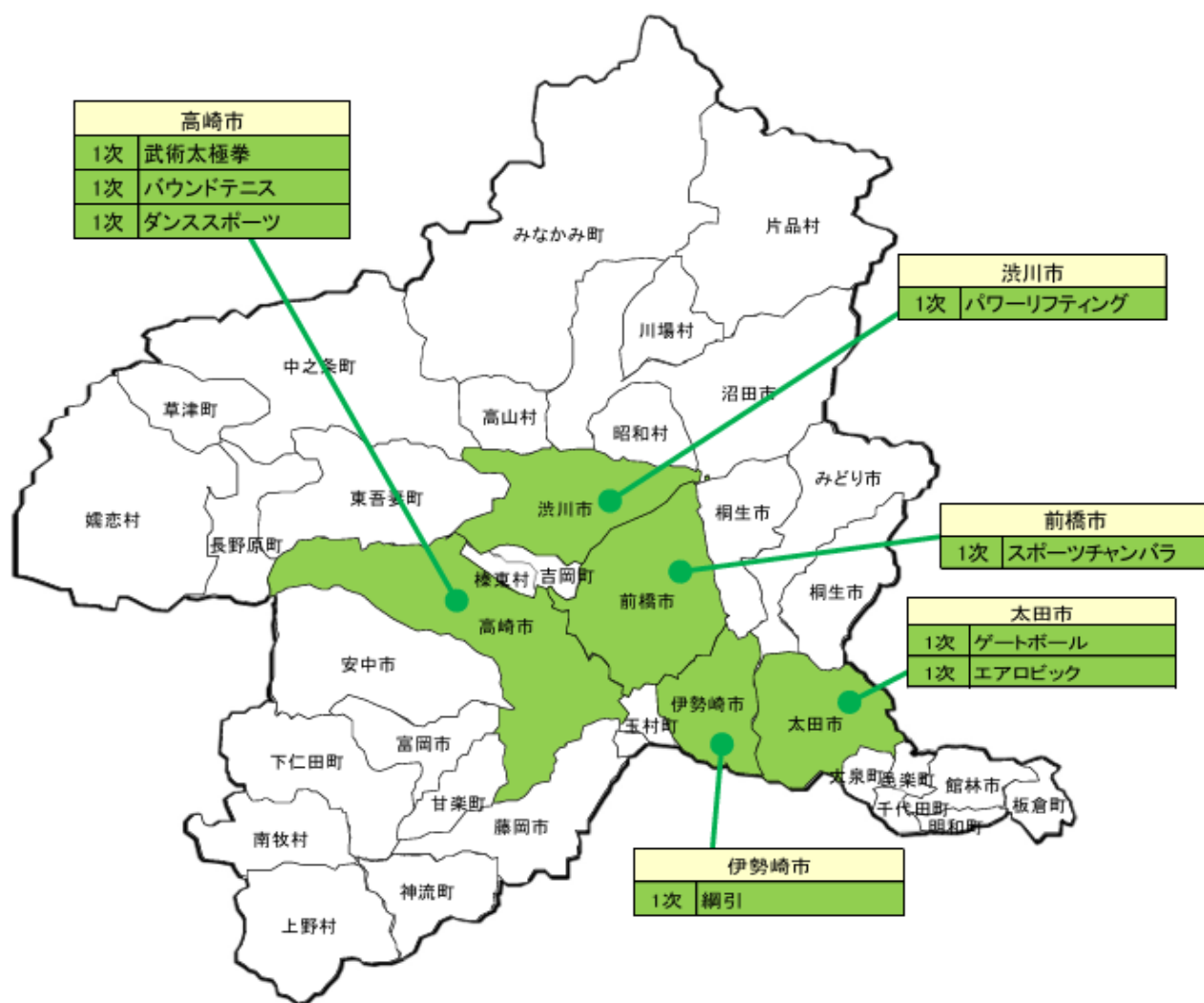
競技・種目名	障害区分	開催予定施設
バスケットボール	知的	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)

第 83 回国民スポーツ大会 正式競技 会場地市町村配置図

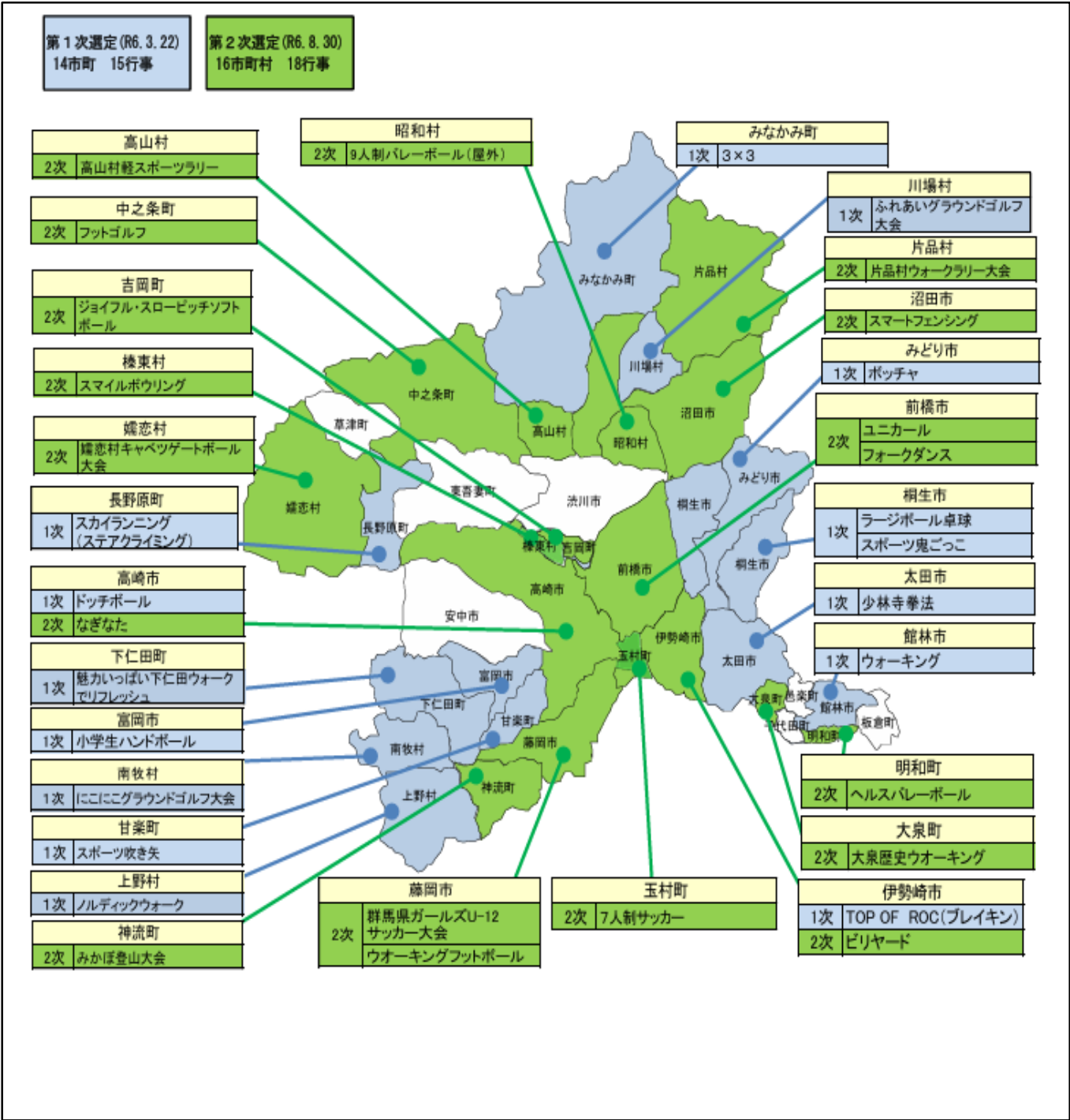


第 83 回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村配置図

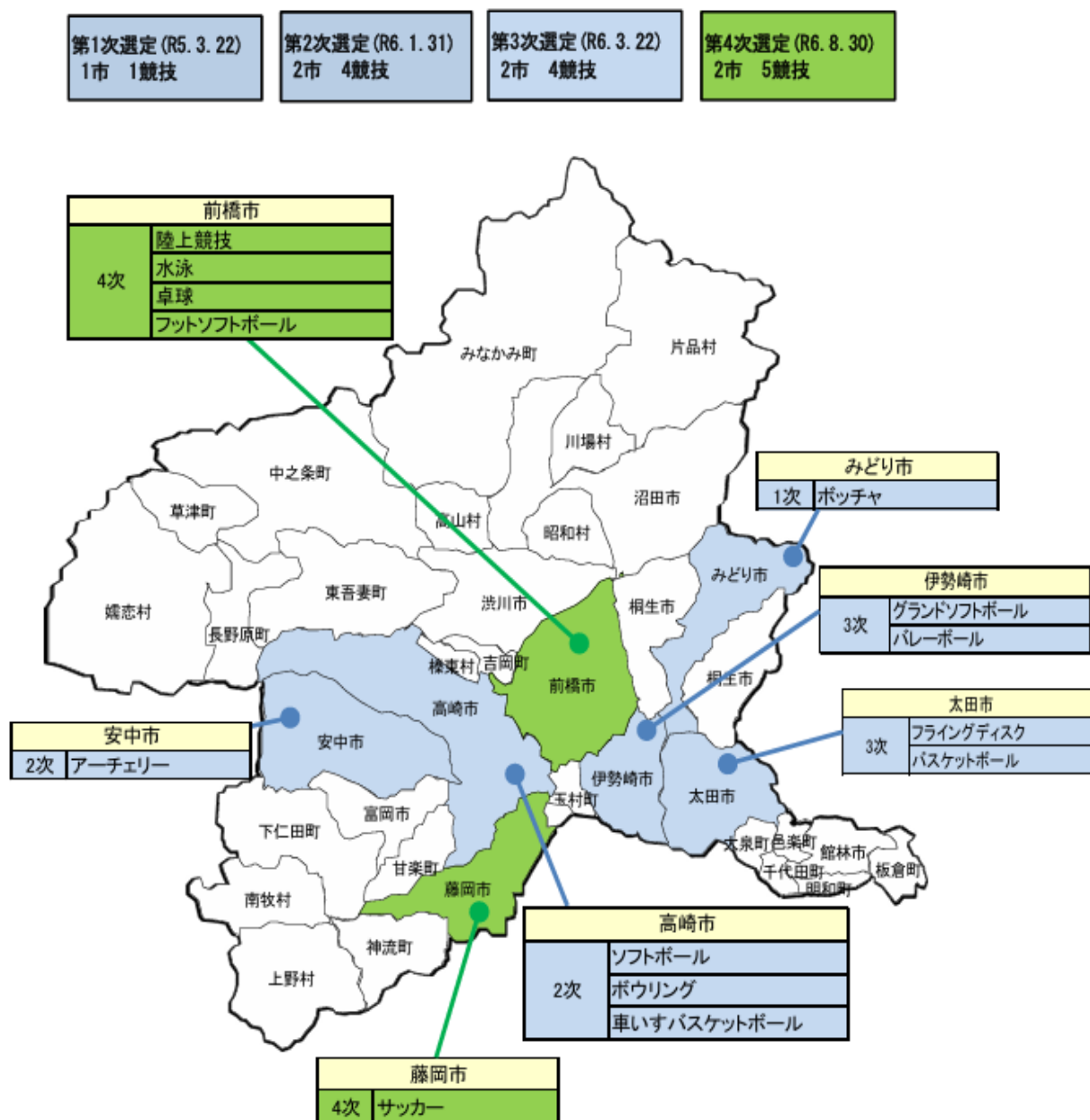
第1次選定
5市、8競技



第 83 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ
会場地市町村配置図



第28回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村配置図



第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 開催に向けた準備経過

年度	月・日	内容
平成 28 年 (2016 年)	06.29	(公財) 群馬県スポーツ協会が第 83 回(令和 11 年)国民体育大会招致要望書を 知事、県議会議長及び県教育長に提出
	08～	県が全市町村を訪問し、本県における 2 巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	01.23	市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話 会」が本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	02.20	群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、知事が第 83 回国民体育大会及 び第 28 回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	03.09	群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、「第 83 回国民体育大会の招致に 関する決議」を全会一致で可決
	03.21	平成 29 年 3 月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第 83 回(令和 11 年)国民体育大会の招致を決定
平成 29 年 (2017 年)	05.24	知事、県教育長、(公財) 県スポーツ協会会長が、文部科学省(スポーツ庁)及び (公財) 日本体育協会に開催要望書を提出
	07.18	(公財) 日本体育協会が群馬県を第 83 回国民体育大会の開催申請書提出県として 了解(内々定)
	03.20	群馬県準備委員会「設立総会、第 1 回総会、第 1 回常任委員会」開催
平成 30 年 (2018 年)	08.07	群馬県準備委員会 「第 1 回総務企画専門委員会、第 1 回施設整備専門委員会」開催
	08.09	平成 30 年度市町村連絡会議 及び 平成 30 年度競技団体連絡会議を開催
	08～10	市町村競技会開催意向調査 及び 競技団体競技会意向調査を実施
	10～12	第 83 回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
	03.19	群馬県準備委員会「第 2 回施設整備専門委員会」開催
	03.25	群馬県準備委員会「第 2 回総務企画専門委員会」開催
令和元年 (2019 年)	03.04	群馬県準備委員会 「第 3 回総務企画専門委員会、第 3 回施設整備専門委員会」開催
	03.19	群馬県準備委員会「第 2 回総会」開催(書面表決)
令和 2 年 (2020 年)	04.01	準備委員会の名称を「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大 会群馬県準備室」に改称
	10.08	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更 (令和 10 年から令和 11 年)
	10.21	群馬県準備委員会「第 4 回総務企画専門委員会」開催
	11.04	群馬県準備委員会「第 2 回常任委員会」開催
	11.04	「正式競技」会場地市町村【第 1 次選定】・・1 競技 ・ラグビーフットボール(少年男子)
	11.11	令和 2 年度市町村連絡会議 及び 令和 2 年度競技団体連絡会議を開催

年度	月・日	内容
	12.22	群馬県準備委員会「第3回総会」開催（書面表決）
令和3年 (2021年)	01.18	群馬県準備委員会 「第5回総務企画専門委員会、第1回広報・県民運動専門委員会」開催
	02.04	群馬県準備委員会「第3回常任委員会」開催（書面表決）
	02.04	「正式競技」会場地市町村【第2次選定】・・・1競技 ・バスケットボール（少年男子、少年女子）
	02.09	令和3年度市町村連絡会議 及び 令和3年度競技団体連絡会議を開催
	03.09	群馬県準備委員会「第4回総会」開催（書面表決）
令和4年 (2022年)	06.21	スポーツ庁へ要望書を提出
	08.03	群馬県準備委員会「第5回総会」開催（書面表決）
	08.31	群馬県準備委員会 「第6回総務企画専門委員会、第4回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	10.13	群馬県準備委員会「第4回常任委員会」開催（書面表決）
	10.13	「正式競技」会場地市町村【第3次選定】・・・1競技 ・ボウリング（少年男子、少年女子）
	10.14	令和4年度市町村連絡会議 及び 令和4年度競技団体連絡会議を開催
	10.25	群馬県準備委員会「第2回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	11.01～ 12.04	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集
	12.21	「市町村・競技団体説明会」開催
	01.23	群馬県準備委員会「第3回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	03.06	群馬県準備委員会「第5回施設・競技専門委員会」開催
	03.06	群馬県準備委員会「第7回総務企画専門委員会」開催
	03.06	群馬県準備委員会「第4回広報・県民運動専門委員会」開催
	03.22	群馬県準備委員会「第5回常任委員会」開催
	03.22	「正式競技」会場地市町村【第4次選定】・・・1競技 ・軟式野球（成年男子）
	03.22	大会の愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表
	03.23	令和4年度市町村連絡会議 及び 令和4年度競技団体連絡会議を開催
令和5年 (2023年)	07.12	中央競技団体による正規視察 ラグビーフットボール・・・太田市運動公園陸上競技場
	07.19	群馬県準備委員会「第6回総会」開催（書面表決）
	08.30	「令和5年度（第6回）市町村連絡会議」開催
	09.05	中央競技団体による正規視察 ボウリング・・・ドリームスタジアム太田
	09.29	群馬県準備委員会「第6回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	12.20	中央競技団体による正規視察 軟式野球・・・太田市運動公園野球場

年度	月・日	内容
令和 5 年 (2023 年)	01.12	群馬県準備委員会「第 5 回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	01.19	群馬県準備委員会「第 8 回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	01.30	中央競技団体による正規視察 バスケットボール・・・太田市総合体育館（オープンハウスアリーナ太田） 太田市運動公園市民体育館
	01.31	群馬県準備委員会「第 6 回常任委員会」開催（書面表決）
	01.31	「公開競技」会場地市町村【第 1 次選定】・・・2 競技 ・ゲートボール（全種別） ・エアロビック（全種別）
	02.14	群馬県準備委員会「第 1 回宿泊専門委員会」開催
	02.15	群馬県準備委員会「第 1 回輸送・交通専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第 9 回総務企画専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第 6 回広報・県民運動専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第 7 回施設・競技専門委員会」開催
	03.11	令和 5 年度市町村連絡会議 及び 令和 5 年度競技団体連絡会議を開催
	03.22	群馬県準備委員会「第 7 回常任委員会」開催
	03.22	全スポ 会場地市町村【第 3 次選定】・・・2 競技 ・フライングディスク（身体知的）・バスケットボール（知的）
	03.22	「デモスポ」会場地市町村【第 1 次選定】・・・1 競技 ・少林寺拳法
令和 6 年 (2024 年)	04.01	令和 6 年 4 月の太田市組織改正に伴い、文化スポーツ部スポーツ振興課内に「国民スポーツ大会準備係」を新設
	07.17	（公財）日本スポーツ協会第 3 回理事会において、「第 83 回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定（国民スポーツ大会内定に伴い、第 28 回全国障害者スポーツ大会の群馬開催が併せて内定）
	08.02	群馬県準備委員会「第 6 回総会」開催（書面表決）
	08.21	群馬県準備委員会「第 8 回施設・競技専門委員会」開催
	08.22	群馬県準備委員会「第 7 回広報・県民運動専門委員会」開催
	08.22	群馬県準備委員会「第 10 回総務企画専門委員会」開催
	08.30	群馬県準備委員会「第 8 回常任委員会」開催
	09.09	第 8 回競技団体連絡会議（事務連絡）開催
	10.09 ~ 10.11	先催県「SAGA2024 第 78 回国民スポーツ大会」視察 佐賀県 ・9 日（水）ラグビーフットボール 会場：佐賀市「SAGA サンライズスポーツパークボールフィールド」 ・10 日（木）ボウリング 会場：佐賀市「ボールアーガス」 ・11 日（金）バスケットボール、軟式野球 会場：唐津市「唐津市鎮西スポーツセンター、SHOWA ハンバーガースタジアム他」

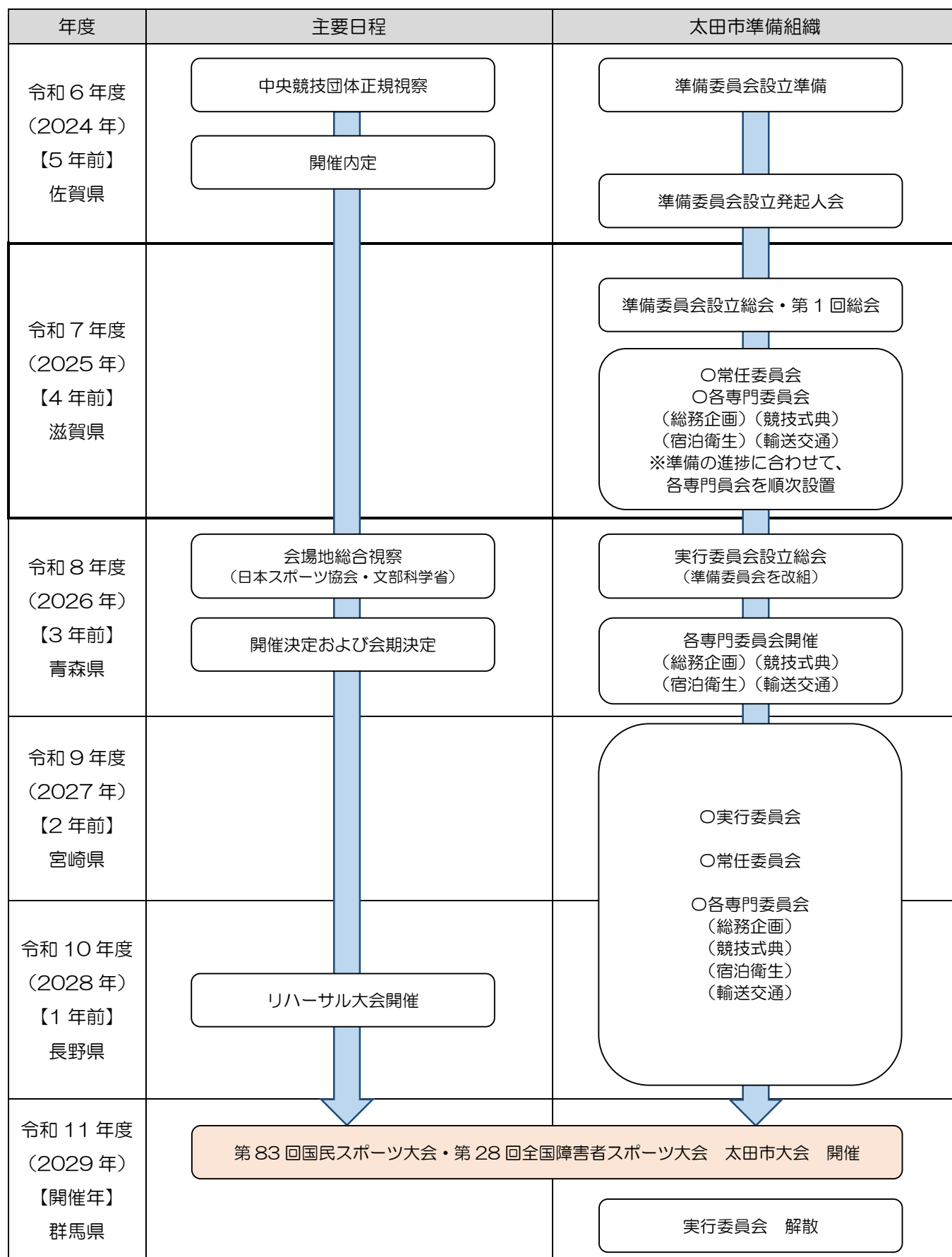
年度	月・日	内容
令和 6 年 (2024 年)	02.10	群馬県準備委員会「第 9 回施設・競技専門委員会」開催
	03.03	群馬県準備委員会「第 9 回常任委員会」開催
	03.25	第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会 「設立発起人会」開催
令和 7 年 (2025 年)	08.05	第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会 「設立総会・第 1 回総会」開催

※ の部分は本市関係分

※ 「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会」を
「群馬県準備委員会」と標記

※ 「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会」を
「太田市準備委員会」と標記

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 開催に向けたスケジュール



第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 太田市準備委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、昭和21年に開催されて以来、国内最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し国民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するなど、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されてきました。

近年、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行など社会情勢が急激に変化するなかで、市民のスポーツに対するニーズは、競技スポーツから生涯スポーツに至るまで多様化していることから、市民の誰もが気軽に一生涯スポーツに親しめるような環境づくりが求められています。

このような中、令和11年に46年ぶりに、群馬県で国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が内定し、本市で競技が実施されることは、市民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツの振興に寄与するとともに、元気で活力のある地域づくりに大きく貢献することが期待できます。

また、各都道府県の選手団や大会関係者をはじめ、来場される全ての方々に、本市の将来都市像に掲げる「みんなの笑顔がすぐそばにあるまち おおた」を発信する絶好の機会と捉えており、観光や経済活動への波及効果も期待できるなど、大変意義深いものであると考えます。

このような意義ある大会を成功に導くために、市民、関係機関、関係団体並びに行政機関などが一体となり、開催準備を進める必要があることから「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会」を設立するものであります。

令和7年6月6日

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会設立発起人

太田市長	穂 積 昌 信
太田市議会議長	星 野 一 広
太田市スポーツ協会会長	佐 藤 泰 久
太田商工会議所会頭	加 藤 正 己
太田市新田商工会会長	大 島 和 之
太田市観光物産協会会長	大久保 克 美
太田市副市長	大 澤 美和子
太田市教育委員会教育長	江 原 孝 育

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会において、太田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 太田市を代表する者
- (2) 太田市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 3 名以内

（役員の選任）

第 6 条 会長は、太田市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第 7 条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらか

じめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面決議）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

2 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書およびその他資料等を委員に送付する。

3 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

4 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。

5 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。

- 6 書面議決による総会等は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 7 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 8 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、太田市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

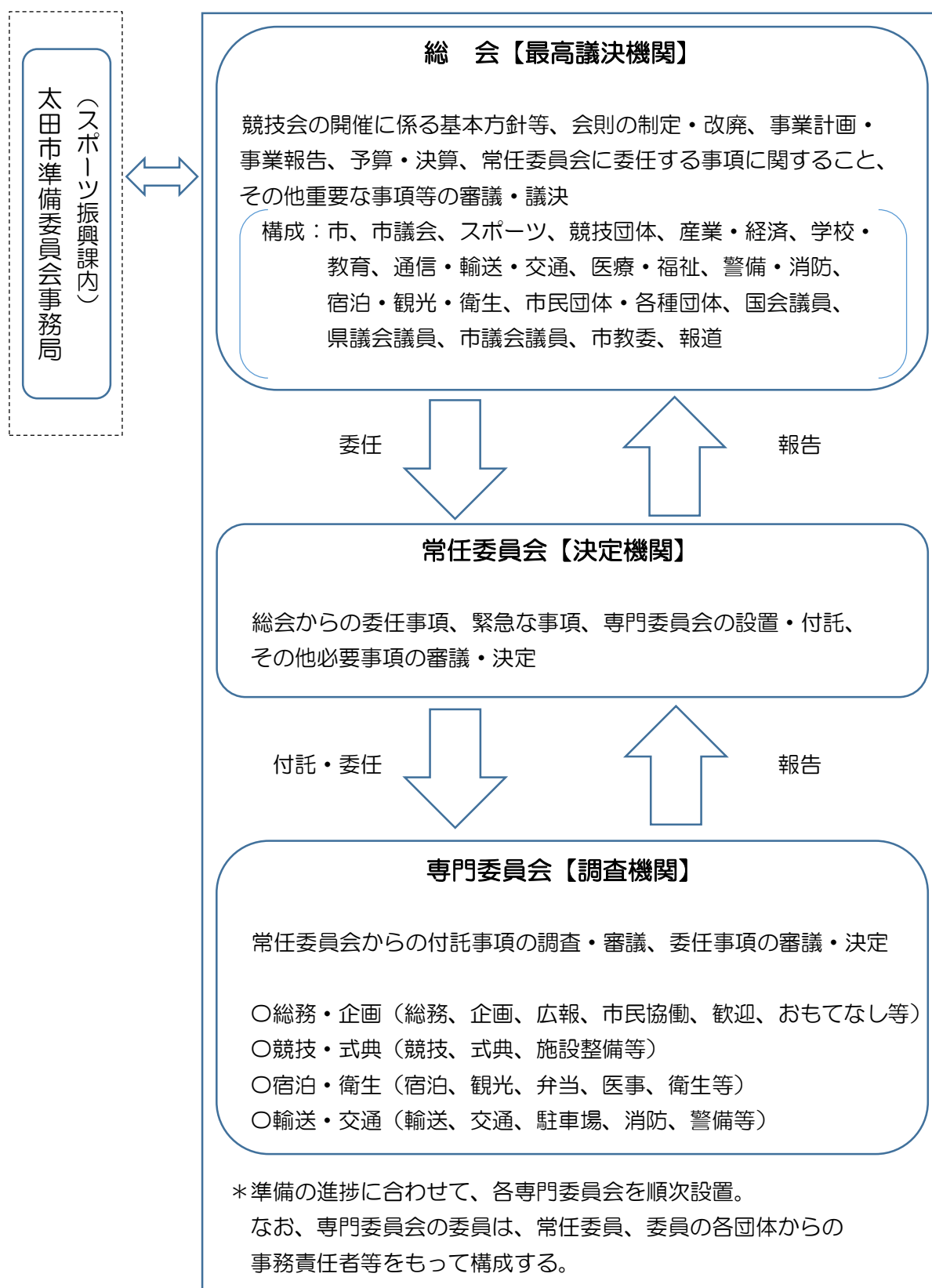
(施行期日)

- 1 この会則は、令和7年8月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 太田市準備委員会組織図（案）



※ 令和 8 年（開催 3 年前）に第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市実行委員会に改組予定。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市準備委員会委員名簿（案）

会長

（順不同・敬称略）

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	太田市	市長	穂積 昌信

副会長

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	太田市議会	議長	星野 一広
2	スポーツ関係	太田市スポーツ協会	会長	佐藤 泰久
3	産業・経済関係	太田商工会議所	会頭	加藤 正己
4	産業・経済関係	太田市新田商工会	会長	大島 和之
5	宿泊・観光・衛生関係	太田市観光物産協会	会長	大久保 克美
6	市関係	太田市	副市長	大澤 美和子
7	市教委関係	太田市教育委員会	教育長	江原 孝育

常任委員

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	太田市議会	副議長	渡辺 謙一郎
2	競技団体関係	一般財団法人 群馬県バスケットボール協会	会長	銭谷 和雄
3	競技団体関係	群馬県ラグビーフットボール協会	会長	中澤 則行
4	競技団体関係	群馬県野球連盟	会長	樋口 半司
5	競技団体関係	群馬県ボウリング連盟	理事長	川口 美永
6	競技団体関係	群馬県ゲートボール協会	会長	竹内 良太郎
7	競技団体関係	群馬県エアロビック連盟	理事長	杉原 良依
8	競技団体関係	群馬県少林寺拳法連盟	理事長	鈴木 隆
9	競技団体関係	群馬県障害者フライングディスク協会	会長	福嶋 清
10	学校・教育関係	太田市小学校校長会	会長	星野 隆
11	学校・教育関係	太田市中学校校長会	会長	高橋 好也
12	学校・教育関係	太田地区校長会	代表	渡辺 昭彦
13	通信・輸送・交通関係	東武鉄道株式会社 太田駅	駅長	栗野 正行
14	通信・輸送・交通関係	一般社団法人 群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
15	通信・輸送・交通関係	一般社団法人 群馬県タクシー協会	会長	清水 憲明
16	医療・福祉関係	太田保健福祉事務所	所長	矢沢 和人
17	医療・福祉関係	一般社団法人 太田市医師会	会長	中野 正美
18	医療・福祉関係	一般社団法人 太田新田歯科医師会	会長	小野 好一

監事

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	太田市監査委員事務局	事務局長	若旅 由貴雄
2	市関係	太田市会計管理者	会計管理者	尾崎 桂子

委員

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	スポーツ関係	太田市スポーツ少年団	本部長	赤石 隆
2	スポーツ関係	太田市スポーツ推進委員会	会長	吉田 範彦
3	競技団体関係	太田市バスケットボール協会	会長	赤石 隆
4	競技団体関係	太田市ラグビーフットボール協会	会長	八木田 恭之
5	競技団体関係	太田市野球連盟	会長	茂木 一郎
6	競技団体関係	太田市ボウリング協会	会長	平野 健三
7	競技団体関係	太田市ゲートボール協会	会長	田島 光
8	学校・教育関係	小学校体育研究会	会長	松本 昌寛
9	学校・教育関係	中学校体育連盟	会長	富岡 英樹
10	市関係	太田市区長会	会長	橋本 洋一郎
11	通信・輸送・交通関係	日本郵便株式会社 太田郵便局	局長	周防 繁
12	医療・福祉関係	太田市社会福祉協議会	会長	富岡 和正
13	学校・教育関係	太田市PTA連合会	会長	内田 章彦
14	学校・教育関係	太田市保育園連絡協議会	会長	黒澤 義忠
15	学校・教育関係	太田市私立幼稚園・認定こども園協会	会長	若林 泰明
16	市民団体・各種団体	おおたうぐいす会	会長	青山 三智子
17	市民団体・各種団体	太田市女性健康スポーツクラブ	会長	谷山 幸恵
18	市民団体・各種団体	太田市女性防火クラブ	会長	飯島 一江
19	市民団体・各種団体	太田市国際交流協会	会長	穂積 昌信
20	市民団体・各種団体	太田市文化協会連合会	会長	笹野 廣美
21	市民団体・各種団体	太田交通安全協会	会長	大和 抱次
22	市民団体・各種団体	太田市防犯協会	会長	増田 清
23	市民団体・各種団体	太田市消防団	団長	堀本 知昭
24	市民団体・各種団体	太田市食生活改善推進員協議会	会長	増田 秀子
25	産業・経済関係	太田商工会議所青年部	会長	栗原 一晃
26	産業・経済関係	太田市新田商工会青年部	部長	釘村 昌志
27	警備・消防関係	太田警察署	署長	吉田 武
28	警備・消防関係	太田市消防本部	消防長	小島 一也
29	市関係	太田市企画部	部長	中村 友精
30	市関係	太田市企画部	部長	矢羽 賢一
31	市関係	太田市総務部	部長	前原 郁

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
32	市関係	太田市市民生活部	部長	山影 正敏
33	市関係	太田市地域振興部	部長	柳 勝
34	市関係	太田市文化スポーツ部	部長	武藤 光幸
35	市関係	太田市福祉こども部	部長	富田 智幸
36	市関係	太田市健康医療部	部長	大沢 英利
37	市関係	太田市産業環境部	部長	笠原 淳一
38	市関係	太田市農政部	部長	新島 由光
39	市関係	太田市都市政策部	部長	田村 克弘
40	市関係	太田市行政事業部	部長	富島 公則
41	市関係	太田市教育委員会教育部	部長	長谷川 晋一
42	市関係	太田市議会事務局	事務局長	瀬古 茂雄
43	市関係	太田市外三町広域清掃組合	局長	丹沢 学
44	市関係	群馬東部水道企業団	局長	高橋 之雄
45	宿泊・観光・衛生関係	太田市農業協同組合	代表理事組合長	天笠 淳家
46	宿泊・観光・衛生関係	新田みどり農業協同組合	代表理事組合長	新井 順一
47	宿泊・観光・衛生関係	道の駅おおた	駅長	川田 規子

顧問

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	国会議員関係	衆議院	議員	笹川 博義
2	国会議員関係	衆議院	議員	長谷川 嘉一
3	県議会議員関係	群馬県議会	議員	あべ ともよ
4	県議会議員関係	群馬県議会	議員	薬丸 潔
5	県議会議員関係	群馬県議会	議員	秋山 健太郎
6	県議会議員関係	群馬県議会	議員	今井 俊哉
7	市教委関係	太田市教育委員会	委員	佐藤 真太郎
8	市教委関係	太田市教育委員会	委員	野村 路子
9	市教委関係	太田市教育委員会	委員	倉嶋 慶秀
10	市議会議員関係	太田市議会	議員	岩瀬 僚
11	市議会議員関係	太田市議会	議員	山水 めぐみ
12	市議会議員関係	太田市議会	議員	谷之木 勇作
13	市議会議員関係	太田市議会	議員	青木 雅浩
14	市議会議員関係	太田市議会	議員	若林 卓実
15	市議会議員関係	太田市議会	議員	川岸 靖隆
16	市議会議員関係	太田市議会	議員	高野 博善
17	市議会議員関係	太田市議会	議員	仁藤 すぐる
18	市議会議員関係	太田市議会	議員	清水 梨花
19	市議会議員関係	太田市議会	議員	神谷 大輔

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
20	市議会議員関係	太田市議会	議員	前田 純也
21	市議会議員関係	太田市議会	議員	松川 翼
22	市議会議員関係	太田市議会	議員	八長 孝之
23	市議会議員関係	太田市議会	議員	木村 浩明
24	市議会議員関係	太田市議会	議員	高木 きよし
25	市議会議員関係	太田市議会	議員	高田 靖
26	市議会議員関係	太田市議会	議員	水野 正己
27	市議会議員関係	太田市議会	議員	尾内 謙一
28	市議会議員関係	太田市議会	議員	大川 敬道
29	市議会議員関係	太田市議会	議員	高橋 えみ
30	市議会議員関係	太田市議会	議員	長 正祐
31	市議会議員関係	太田市議会	議員	松浦 武志
32	市議会議員関係	太田市議会	議員	山田 隆史
33	市議会議員関係	太田市議会	議員	町田 正行
34	市議会議員関係	太田市議会	議員	白石 さと子
35	市議会議員関係	太田市議会	議員	矢部 伸幸
36	市議会議員関係	太田市議会	議員	久保田 俊
37	市議会議員関係	太田市議会	議員	大川 陽一

参与

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	報道関係	朝日新聞社 太田支局	支局長	水山 和敬
2	報道関係	毎日新聞社 太田通信部	部長	湯浅 聖一
3	報道関係	読売新聞社 太田支局	支局長	佐藤 公則
4	報道関係	産経新聞社 前橋支局	支局長	風間 正人
5	報道関係	東京新聞 前橋支局	支局長	鈴木 学
6	報道関係	上毛新聞社 太田支局	支局長	正田 哲雄
7	報道関係	NHK 両毛広域報道局	局長	西山 典男
8	報道関係	群馬テレビ 東毛支社	支社長	大須賀 慶子
9	報道関係	日本経済新聞社 前橋支局	支局長	岡田 信行
10	報道関係	エフエム群馬	社長	塚越 正弘
11	報道関係	エフエム太郎	社長	栗原 直樹
12	報道関係	光ネット	社長	松島 甚三郎
13	報道関係	日本工業経済新聞社 前橋支局（群馬建設新聞）	支局長	長井 有弘
14	報道関係	わたらせテレビ	社長	相馬 稔
15	報道関係	太田フリモ（株式会社中広）	社長	大島 斉

委員総数 127 名

第 1 回 総 会

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会「第 1 回総会」次第

日 時 令和 7 年 8 月 5 日（火）

午後 2 時 00 分～

場 所 太田市役所南庁舎 3 階 大研修室

1 開 会

2 議事

- 第 1 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市開催基本方針
（案）26
- 第 2 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会
令和 7 年度事業計画（案）27
- 第 3 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会
令和 7 年度収支予算（案）28
- 第 4 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会
総会から常任委員会への委任事項（案）29

3 報告事項

- （1）第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会
事務局規程30

4 その他

5 閉 会

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 太田市開催基本方針（案）

1 基本方針

太田市の将来都市像「みんなの笑顔がすぐそばにあるまち おおた」の実現に向けて、プロバスケットボールのホームタウンなどを中心とするスポーツを活かしたまちづくりを推進し、スポーツとふれ合い、その楽しさや感動を分かち合い、絆を深めるとともに、太田市ならではの多彩な魅力を発信するなど、行政だけでなく市民や事業者と一体となった大会を目指します。

大会の開催にあたっては、地域資源を有効活用し効率化を図りながら、次世代を担う子どもたちに継承できるよう将来を見据えた取組みを推進します。

また、この大会を契機に競技力の向上はもとより、年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての市民がお互いを思いやり、スポーツ活動を通じた交流人口の拡大を図り地域の活性化につなげる大会とします。

2 実施目標

（1）太田の特色を活かし多彩な魅力を発信する大会

市民総参加で本市を訪れるすべての方々を「おもてなし」の心で温かくお迎えし、歴史、文化、自然など、市の多彩な魅力ある地域資源を積極的に活用し、全国に発信する大会を目指します。

（2）共に支え合う社会づくりに貢献する大会

市民が年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず連携することにより、人とひととの絆を深め、誰もが互いを尊重し、支え合いながら持続可能な社会づくりに貢献する大会を目指します。

（3）生涯スポーツ社会を推進する大会

市民の多様な世代のだれもが、それぞれのスタイルでスポーツに関わる機会や、興味・関心を高める機会ととらえ、健康づくりや生きがいづくり、絆づくりなど、人生をより豊かにする生涯スポーツとして発展する大会を目指します。

（4）スポーツによる地域活性化を推進する大会

大会の開催をスポーツによる地域の活性化をさらに促す契機とするため、交流人口の拡大を図りにぎわいを創出し活気あふれる大会を目指します。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会 令和 7 年度事業計画（案）

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会の令和 7 年度事業計画は、次のとおりとする。

1 会議の開催

（1）総会

（2）常任委員会

（3）専門委員会

2 開催準備業務の推進

（1）各種基本計画策定および要項作成

（2）専門委員会の設置

（3）群馬県からの各種調査への対応

（4）その他競技会の開催準備に係る事項の推進

3 関係機関および競技団体との連絡調整

（1）群馬県準備委員会との連絡調整

（2）競技団体および共催市町村との連絡調整

4 先進地開催準備に係る調査・研究

（1）わた SHIGA 輝く国スポの開催状況調査・研究

（2）先進地準備状況への聞き取り、情報収集等

第 3 号議案

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会 令和 7 年度収支予算書（案）

【収入の部】

（単位：円）

科目	予算額	備考
負担金	2,000,000	
合計	2,000,000	

【支出の部】

（単位：円）

科目／費目	予算額	備考
需 用 費	880,000	
消耗品費	750,000	事務局費・会議開催経費
食糧費	30,000	会議開催経費
印刷製本費	100,000	PR 活動費
役 務 費	370,000	
通信運搬費	100,000	文書郵送用切手等
広告料	270,000	PR 活動費
委託料	150,000	委託事業
旅費	400,000	先進市町調査
備品購入費	200,000	
合 計	2,000,000	

収入合計 2,000,000 円 － 支出合計 2,000,000 円 ＝ 差引 0 円

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会
会則第 12 条第 7 項第 1 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおり
とする。

- 1 開催準備の推進総合計画の策定および進行管理に関すること
- 2 総務、企画、広報、市民協働、歓迎、おもてなし、財務に関すること
- 3 宿泊、観光、医事、衛生に関すること
- 4 競技、式典、施設に関すること
- 5 輸送、交通、駐車場、警備、消防防災に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市準備委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会会則（以下「会則」という。）第16条第2項の規定に基づき、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 事務局は、太田市文化スポーツ部スポーツ振興課内に置く。

(所掌事項)

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 準備委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- (2) 総会、常任委員会および専門委員会の開催運営に関すること。
- (3) 準備委員会の事業計画および事業報告に関すること。
- (4) 準備委員会の予算および決算に関すること。
- (5) その他準備委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 事務局に別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる太田市職員および一般財団法人太田市行政管理公社職員をもって充てる。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じ、会計年度任用職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、準備委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、太田市職員服務規程（平成17年3月28日訓令第12号）の例による。

第2章 決裁

（決裁事項）

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- （1）総会および常任委員会の招集に関する事。
- （2）総会および常任委員会に付すべき事項に関する事。
- （3）準備委員会の委員および役員（以下「委員等」という。）の委嘱等に関する事。
- （4）準備委員会の規程の制定および改廃に関する事。
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に重要または異例であると認められる事項に関する事。

（専決事項）

第8条 事務局長および事務局次長は、別表第2に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

（代決）

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

（文書の記号番号等）

第10条 文書には、「国障太委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。

ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- （1）会長の決裁を受けるもの 会長
- （2）事務局長の専決を受けるもの 局長
- （3）事務局次長の専決を受けるもの 次長

（文書の保存）

第11条 完結した文書は、事務局において編集し、保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により準備委員会が解散したときは、保存する文書を太田市へ引き継ぐものとする。

（準用）

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、太田市文書等取扱規則（平成17年3月28日規則第15号）の例による。

第4章 公印

（公印）

第13条 準備委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、太田市公印規則（平成17年3月28日規則第14号）の例による。

第5章 財務

（旅費等）

第14条 職員の旅費の支給については、太田市職員等の旅費に関する条例（平成17年3月28日条例第71号）および太田市職員等の旅費支給に関する規則（平成17年3月28日規則第72号）の例による。

2 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の支給については、太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年3月28日条例第62号）の例による。ただし、準備委員会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

（予算）

第15条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第16条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第17条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（準用）

第18条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、太田市財務規則（平成17年3月28日規則第73号）および太田市契約規則（平成17年3月28日規則第75号）の例による。

第6章 補則

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

付則

この規程は、令和7年8月5日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	文化スポーツ部長（総括）
事務局次長	文化スポーツ部スポーツ振興課長
事務局職員	文化スポーツ部スポーツ振興課国民スポーツ大会準備係職員

別表第2（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
（１）申請、届出、通知、照会、回答 および報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
（２）会計年度任用職員等の任免手 続きに関すること。	○	
（３）会計年度任用職員等の服務に 関すること。		○
（４）事務の分担に関すること。		○
（５）旅行の命令に関すること。	委員等、事務局次長	事務局職員、会計年度任用 職員等
（６）予算の執行に関すること。	５００万円以上のもの	５００万円以下のもの
（７）予算の流用に関すること。	科目の流用	費目の流用
（８）収入調定、支出命令に関す ること。		○
（９）その他	前各号に掲げるもののほ か、これらに類するものと 認められる事項に関するも の	前各号に掲げるもののほ か、これらに類するものと 認められる事項に関するも の

別表第3（第9条関係）

決裁権者	代決者
会長	会長があらかじめ指名する準備委員会副会長
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局次長があらかじめ指名する職員

別表第4（第13条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会会長之印	正方形	24ミリメートル	てん書	会長名をもって する文書



©群馬県 ぐんまちゃん 湯スポ 07-5

〒373-0817 群馬県太田市飯塚町 1059 番地 1
太田市 文化スポーツ部 スポーツ振興課 国民スポーツ大会準備係
TEL : (0276) 60-4123 FAX : (0276) 60-4124
E-mail : 017750@mx.city.ota.gunma.jp